

第 6 期城陽市障がい福祉計画・第 2 期城陽市障がい児福祉計画（案）について

標記の件について、市内障がい福祉事業所、城陽市障がい者自立支援協議会部会長等に意見を募集したところ、下記の意見がありましたので報告します。

（１）

P.28 ウエ 重症心身障害児に医療的ケアの必要な児童生徒は含まれていますか？医療的ケアのある児童生徒の放課後の時間帯や長期休業時の対応が望まれます

P.30 相談支援体制充実は大変ありがたいが、今後急速な増加が見込まれます。一層の充実をお願いします。

P.35 入浴支援等の資源が不足しておりニーズが高い、一層の充実をお願いします。

P.40 強度行動障害のある児童生徒の放課後等デイサービスが不足している。一層の充実をお願いします。

P.43 自発的活動支援に通学は含まれているのか？もしも、含まれていない場合、登下校のヘルパーをお願いするニーズが高いので、一層の充実をお願いします。

その他

- ・卒業と同時にグループホームに入れるよう充実をお願いします。
- ・強度行動障害のある生徒が卒業後行くことができる事業所の一層の充実をお願いします。
- ・不登校のまま本校に入学してくる生徒が増えており関係機関と早期に連携していただけるよう一層の充実をお願いします。

（２）

1.地域移行の取り組みについて

入所施設からグループホームや住居等への地域移行について、過去 3 年の実績から今後 3 年の計画人数を出されているかと思いますが、現状はなかなか進んでいないと思います。

2019 年度第 38 回の部会にて、『地域移行』の現状や課題を確認しながら「こうなれば良いな」というグループワークを行いました。この中で、人材面、地域の社会資源不足、情報不足、金銭面など、あらゆる課題が見えてきました。個別のケースにおいては、様々な要因で地域移行が進まないと感じました。

現状も城陽市としても地域移行の取り組みを進められているとは思いますが、もう少し積極的に具体策を講じていくことが必要かと思っています。その為、サービス調整部会では地域移行について協議する場を作っていこうと考えています。

入所施設等の事業所単位で地域移行を行っていくことは難しい面もあり、市としてバックアップできるような福祉計画になれば良いかと思っています。

入所施設職員や入所者を対象とした、地域の社会資源の情報提供やグループホーム等の施設見学体験入居等の調整。又、グループホーム職員(世話人含む)への研修を行い、市内の入所施設の状況や地域移行が進まない現状等の地域課題を学ぶ機会をつくり、施設と地域の社会資源の両方を近づけていくような取り組みができれば良いのではないかと思います。その他、ヘルパーや日中活動事業所も巻き込んで行えると市内の事業所間連携が生まれるのではないかと考えます。

2019年度の全体会にて委員の方が質問された中に「グループホーム世話人への研修が必要ではないか？」とありました。現状は各事業所に任せているところだと思いますが、年一回でも市主催の世話人向けの研修会も必要ではないかと思っています。上記の地域課題を学ぶこと、知的障害・発達障害等の障害特性を学ぶ、対人援助について学ぶなど内容は考えられます。地域移行においてグループホームは大きな役割を担いますので、市内グループホームの支援力の底上げとして考えられないかと思っています。

地域移行が進まない原因、課題を協議しながら、具体的な方策を講じていくことで地域移行についての関心も高まるのではないかと思います。

2. 移動支援の入所施設入所者の利用について

現在は入所施設の入所者は移動支援の利用ができないと思いますが、他市ではケースによっては利用できる場合もあります。

地域移行が進まない中、施設入所者の余暇支援は施設職員が担われていますが、人的要因等で十分な提供ができていない状況にあると思います。年数回のショッピングだけしか行えないというのはノーマライゼーションの理念からも外れているかと思っています。個別ケースに合わせて、入所者の移動支援利用を認められるように柔軟な対応を行えるような計画にしていきたいと思います。

3. 移動支援・日中一時支援の喀痰吸引加算

喀痰吸引等の医療的ケアを実施した場合、居宅介護(身体介護)等では喀痰吸引等加算がつきますが、移動支援等では加算はありません。医療的ケアが必要な方への支援を受けられる事業所を増やすためにも加算等の対策を検討してもら

たいです。

事業所としては、同じ報酬単価であればリスクが高く、事前に研修や京都府への登録が必要な医療的ケアを実施しないと思います。

医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるためにも制度の見直しを考えられないかと思います。

4. 『利用者が真に必要とするサービスの提供』について

「この支援が必要かどうか？」を支援者側が決めることは難しく、個別ケースで事情も違うので、相談員や各事業所の見立てや支援スキルに左右されてしまうかと思います。

「週 5 日の放課後等デイサービスの支給決定が必要か？」というような表面的な議論ではなく、基本的には、個別対応で考えていけるよう、市内の福祉関係機関の連携を深め足並みを揃えていくことではないかと思います。その為の専門部会だと考えます。

障がい児支援については放課後等デイサービスの増加でサービス利用が増えて充実しているように見えますが、成人期以降の福祉サービス、地域での暮らしを支える社会資源が不足しており、バランスが悪いように感じます。児童のうちは事業所を選べるが、学校を卒業する際の日中活動の事業所やグループホーム等を選ぶほどありません。

私としては、成人期以降の社会資源の充実に力を入れていくことが、障がい児者の将来の安心につながるかと思います。